

【別紙】

罹 患 報 告 書

学校 年 組 氏名

発 症 日：令和 年 月 日

診 断 日：令和 年 月 日

医療機関名：_____

診 断 名：_____

解 熱 日：令和 年 月 日
(症状軽快日)

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）：_____

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。
- ② 解熱（平熱[37.5℃未満]に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、2日（幼児にあっては3日）を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。
- ② 症状軽快（解熱【平熱[37.5℃未満]に下がること】かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）した日の翌日を初日（1日目）として、1日を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※「症状が軽快」とは、解熱剤等を使用せずに解熱し、かつ、呼吸症状が改善傾向にあること。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱い、検体採取日から5日を経過するまで。

※発症した日を0日目とします。